

医療法人 徳洲会
介護老人保健施設 シルバーホームいずみ
施設サービス重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

法人名	医療法人 徳洲会
所在地	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目 3 番 1-1200 号
理事長	東上 震一
施設名	介護老人保健施設 シルバーホームいずみ
敷地面積	35,055.42 m ² 建物構造鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 (仙台徳洲会病院の 8 階部分 2,658.07 m ²)
主な施設設備概要	個室 12.57 m ² ～ (20 室) 4 人室 32.52 m ² ～ (12 室) 食堂 136.93 m ² 機能訓練室 70.34 m ² 一般浴室 20.34 m ² 特殊浴室 34.15 m ² 、17.10 m ²
管理者	佐藤 昇一
開設年月日	平成 9 年 5 月 1 4 日
事業者番号	第 0455580027 号
所在地	〒981-3116 宮城県仙台市泉区高玉町 9-8
電話番号	022-771-5101 FAX 022-771-5102

(2) 施設の目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるように 1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。この目的に沿って、当施設では以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

(3) 運営の方針

当施設は、医療と福祉・病院と中間施設であることを認識し、利用者には常に身体の状態及び病状に応じた看護・介護・機能訓練などの医療サービス及び日常生活サービスを提供するとともに、人格を尊重し、明るく暖かい態度で接し、心身の健康保持と機能回復を図り早期家庭復帰を目指しております。そのためには入所者の規則正しい療養生活を必要としますので、十分な医療管理をし、療養環境には絶えず気を配ることが重要です。一方、家庭復帰の条件としては、家庭との関係が大切であり、家族との面会の機会を多くし、意思の疎通を図るとともに施設を身近に感じさせることが大切だと考えております。入所者には、規則正しい生活を勧め、身体を積極的に動かす方法を採用、出来るだけ自分のことは自分でできるように援助いたします。病院併設型の介護老人保健施設の利点を生かし、生活・療養・医療の接点として役割を十分認識して施設の運営にあたっております。

(4) 職員の勤務体制

職種	員数	勤務体制
医師	1 以上	日勤 8 : 30～17 : 00
看護職員	7 以上	日勤 8 : 30～17 : 00 当直 16 : 30～9 : 00
介護職員	16 以上	日勤 8 : 00～16 : 30 早出 7 : 00～15 : 30 遅出 12 : 00～20 : 30 当直 16 : 30～9 : 00
薬剤師	0.3 以上	
理学療法士・作業療法士 ・言語聴覚士	1 以上	日勤 8 : 30～17 : 00 半日 9 : 30～13 : 30
介護支援専門員	1 以上	日勤 8 : 30～17 : 00
支援相談員	1 以上	日勤 8 : 30～17 : 00
管理栄養士	1 以上	日勤 8 : 30～17 : 00
事務職員	2 以上	日勤 8 : 30～17 : 00

(5) 入所定員等

定員 68 名

療養室 個室 20 室 4 人室 12 室

(6) 食事の提供

朝食 8:00～ 昼食 12:15～ 夕食 18:00～

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画（ケアプラン）の立案及び見直し
- ② 栄養管理、栄養ケア計画書の作成（栄養状態や摂食状況の評価）
- ③ 食事（保温・冷配膳車にて配膳）
- ④ 入浴（一般浴槽のほか、身体状況にあわせて特別浴槽で対応）
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑦ 口腔衛生の管理
- ⑧ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑨ リハビリテーション実施計画書の作成
- ⑩ 相談援助サービス
- ⑪ 理美容サービス（ご希望による）
- ⑫ 行政手続き代行（ご希望による）

*これらのサービスの中には、別途利用料金をいただくものもありますので具体的にはご相談ください。

3. 利用料金

別紙利用料金のとおりです。

4. 協力医療機関・協力歯科医療機関

当施設では、下記の医療機関に協力いただいております。

名称 医療法人徳洲会 仙台徳洲会病院 （電話 022-771-5111）

住所 仙台市泉区高玉町 9-8

5. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会 原則、予約制による面会とします。
- ・外出・外泊 医師の許可（身体の状態、時間、日数）が必要です。事前に職員へ申し出ください。
- ・飲酒・喫煙 施設内での喫煙は禁止しております。飲酒は医師の許可によるものとします。
- ・火気の取扱い 火気の使用は禁止しております。
- ・設備・備品の使用 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は連帯して当施設に対してその損害を賠償するものとします。
- ・所持品の持込み ご相談ください。
- ・金銭・貴重品管理 原則として行ないません。
- ・外泊時等の施設外での受診 事前にご相談ください。
- ・宗教活動 勧誘活動はお断りしております。
- ・ペットの持込み お断りしております。

6. 非常災害対策

- 1 非常時の対応として、当施設の消防計画及び防災マニュアルにより対応します。
- 2 当施設の消防計画に基づいて、年2回（内、1回は夜間想定）で防災訓練を実施します。
- 3 防災設備
自動火災報知設備、スプリンクラー設備、非常用放送設備、自家発電設備、
屋内消火栓、誘導灯、避難用具、非常食
- 4 防火管理者 シルバーホームいずみ 事務責任者 村松 世規

7. 禁止事項

当施設では利用者の方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止しております。

8. 身体拘束の禁止

- 1 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、身体拘束廃止委員会の合意により施設長が決定し、利用者及びその家族に説明・合意の上で身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状態、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。
- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施します。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を月1回開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

9. 高齢者虐待の防止

- 1 当施設は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害されている状態や生命・健康・生活が損なわれるような状態に置かれないよう努めるものとします。
- 2 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

10. 褥瘡対策等

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

11. 事故発生時の対応

- 1 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに関係市町村・利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する定期的な研修を実施します。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

12. 賠償責任

- 1 当施設の責に帰すべき事由により、賠償すべき事故が発生した場合には、利用者に対してその損害を賠償します。
- 2 利用者の責に帰すべき事由により、当施設が損害を被った場合には、利用者およびその家族等にその損害を賠償していただきます。

13. 衛生管理

- 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。
- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備します。
 - (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を月1回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行う。
 - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

1 4. 秘密の保持

当施設とその職員は、業務上知り得た利用者及びご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。但し次の各号に掲げる情報提供については、利用者及び扶養者から同意を得た上で行うこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者、その他の介護保険事業者への情報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なおこの場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

1 5. 要望・苦情等の申し出

利用者及び扶養者は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望・苦情等について、支援相談員に申し出るか、または「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。ご意見箱は事務室前に設置しております。

(1) 介護老人保健施設シルバーホームいずみ 受付窓口

苦情解決責任者	施設長
受付担当者	支援相談員
電話番号	022-771-5101
受付時間	月曜日～土曜日（日曜、祝日を除く） 9：00～17：00

(2) その他の相談窓口

宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護相談室	宮城県仙台市青葉区上杉 1 丁目 2 番 3 号 電話番号 022-222-7700
泉区介護保険課 介護保険係	宮城県仙台市泉区泉中央 2 丁目 1-1 電話番号 022-372-3111（代）

1 6. 業務継続計画の策定

- 1 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

重要事項説明同意書

令和 年 月 日

介護老人保健施設シルバーホームいずみ施設サービス利用希望にあたり、重要事項説明書に拠って、その内容を説明しました。

事業者 住所 宮城県仙台市泉区高玉町 9-8

事業者 介護老人保健施設シルバーホームいずみ

担当者 印

令和 年 月 日

私は、介護老人保健施設シルバーホームいずみ施設サービス利用希望にあたり、重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して担当者により説明を受け、同意いたします。

利用者 住所

氏名

代理人（または立会人）

住所

氏名 (続柄：)